

飼育動物診療施設開設届

年 月 日

秋田県知事

住所

氏名

獣医療法第3条の規定に基づき、次のとおり届出します。

1 開設者の氏名（又は法人の名称）及び住所

開設者氏名 : (獣医師番号)

開設者住所 :

2 診療施設の名称 :

3 開設の場所 :

4 開設の年月日 : 年 月 日

5 診療用機器等の種類及び所有・借受けの別

診療用機器等の種類	所有の有無	有する場合における所有・借受けの別								
覚せい剤取締法第二条第五項に規定する覚せい剤原料	有・無									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">名</td> <td style="width: 5%;">—</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>称</td> <td>-----</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	名	—			称	-----				
名	—									
称	-----									
麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬	有・無									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">名</td> <td style="width: 5%;">—</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>称</td> <td>-----</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	名	—			称	-----				
名	—									
称	-----									
エックス線装置	有・無	所有・借受け								
エックス線装置構造設備 : 該当 有・無										

6 管理者の氏名及び住所

管理者氏名 : (獣医師番号)

管理者住所 :

7 診療の業務を行う獣医師の氏名

氏名	獣医師番号	エックス線診療への従事	エックス線診療に関する経歴
		する・しない	
		する・しない	

8 診療業務の種類 :

9 開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為 :

(別添)

エックス線装置に関する構造設備の概要

1 エックス線装置の製作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力、エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

(1) エックス線装置の台数： 台

(2) エックス線装置の製作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力、エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要：

エックス線装置の製作者名、型式等						
製作者名						
型式						
製造年月日	年	月	日	年	月	日
装置の種類	固定式（移動不能なもの）・ 固定式（移動可能なもの）・ ポータブル			固定式（移動不能なもの）・ 固定式（移動可能なもの）・ ポータブル		
主な用途	撮影・透視・治療			撮影・透視・治療		
設置時の状態	新品・中古品			新品・中古品		
設置年月日	年	月	日	年	月	日
高電圧発生装置の定格出力						
区分	管電圧	管電流	撮影時間	管電圧	管電流	撮影時間
長時間	K v	m A	—	K v	m A	—
短時間	K v	m A	秒	K v	m A	秒
蓄電式	K v	μ F	—	K v	μ F	—
エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備						
エックス線装置の共通事項						
照射筒	有・無			有・無		
絞り	有・無			有・無		
エックス線管の容器及び照射筒の漏れ放射線量	接触可能表面から 5 c m の距離 ミリグレイ/時間			接触可能表面から 5 c m の距離 ミリグレイ/時間		
	線管の焦点から 1 m の距離 マイクログレイ/時間			線管の焦点から 1 m の距離 マイクログレイ/時間		
総ろ過量	m m アルミニウム当量以上			m m アルミニウム当量以上		

透視用エックス線装置		
透視用画像モニターの種類	蛍光版・テレビモニター・ その他（ ）	蛍光版・テレビモニター・ その他（ ）
透視時間積算・警告音発生タイマー	有・無	有・無
利用線すい可動絞り装置	有・無	有・無
蛍光板有効面積外照射防止装置	有・無	有・無
受像器通過後の放射線量	受像器の接触表面から10cmの距離 マイクログレイ/時間	受像器の接触表面から10cmの距離 マイクログレイ/時間
透視時の最大照射野通過後の放射線量	当該部分の接触可能表面から10cmの距離 マイクログレイ/時間	当該部分の接触可能表面から10cmの距離 マイクログレイ/時間
被照射体周囲の散乱線防護の手段	有・無	有・無
撮影用エックス線装置		
利用線すい可動絞り装置	有・無	有・無
照射野の直径	(口内法撮影用X線装置の場合) センチメートル	(口内法撮影用X線装置の場合) センチメートル
エックス線管焦点及び被照射体から作業従事者までの距離	(移動型及び携帯型X線装置並びに手術中使用するX線装置の場合) メートル	(移動型及び携帯型X線装置並びに手術中使用するX線装置の場合) メートル
治療用エックス線装置		
利用線すい可動絞り装置	有・無	有・無
インターロック機能付きろ過板保持装置	有・無	有・無

2 エックス線診療室等の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

(1) エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

1 週間の延べ撮影回数		回			
1 週間の延べ透視時間 (透視用エックス線装置)		時間			
エックス線診療室の概要	形態	エックス線診療専用の室・診療室と兼用の室・手術室と兼用の室・その他 ()			
	操作室	有・無			
診療室等の遮蔽物等の概要	区分	材料	厚さ	放射線防護に関する措置	
	天井				
	床				
	(周壁囲をの含む蔽)物	東側			
		西側			
		南側			
	北側				
	出入口の扉				
診療室の遮蔽物の外側における最大放射線量		(ミリシーベルト / 1 週間 マイクロシーベルト / 1 時間)			
標識		有・無			
注意事項の掲示		有・無			

(2) 診療施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

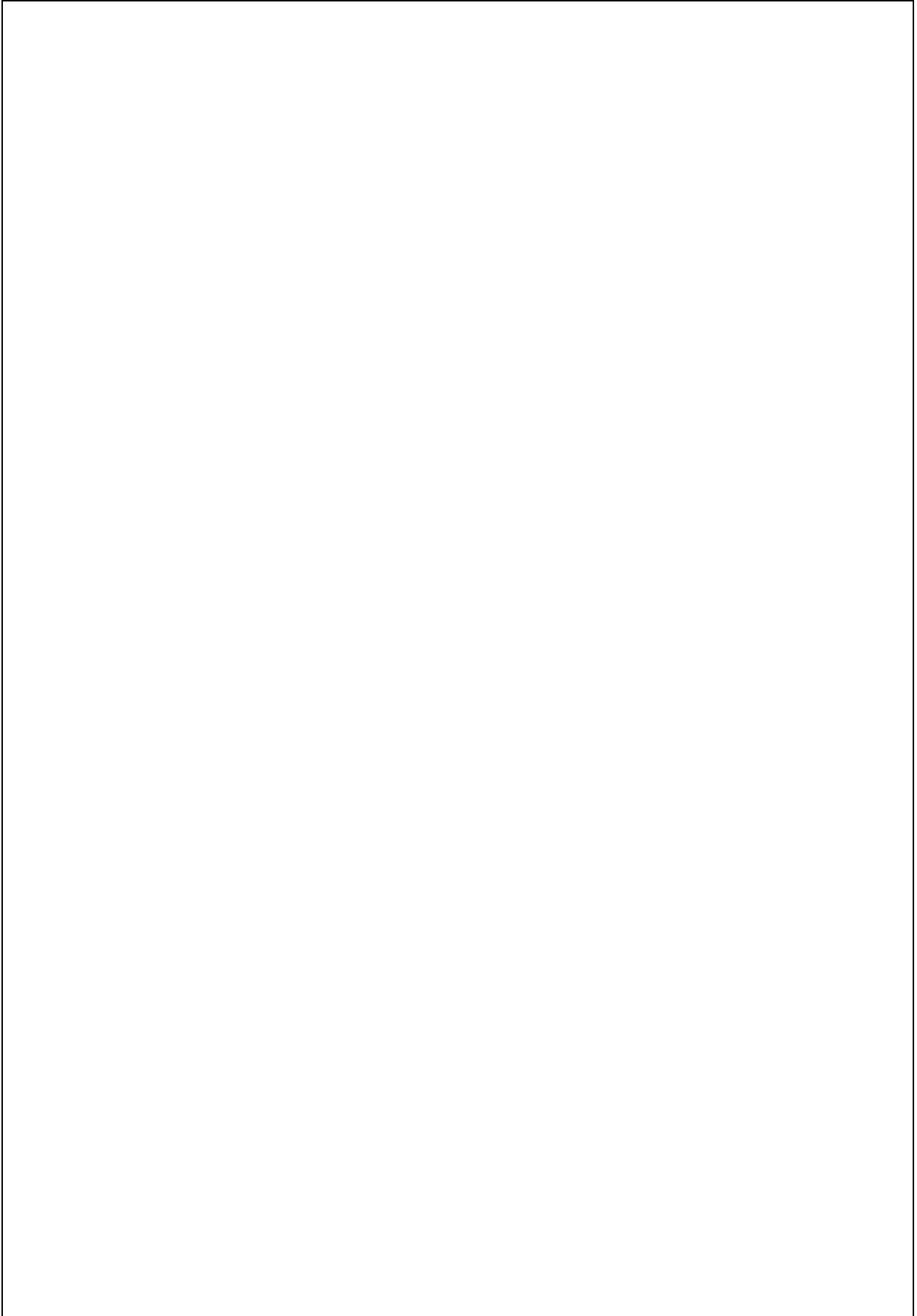
管理区域	管理区域の境界における最大放射線量	実効線量 ミリシーベルト / 3 月間
	立入制限措置	遮蔽物 (材質等 :) による区画・白線による区画・その他 ()
	標識	有・無
敷地内の居住区域及び敷地内の境界	人が居住する区域における最大放射線量	実効線量 マイクロシーベルト / 3 月間
	敷地の境界における最大放射線量	実効線量 マイクロシーベルト / 3 月間

(3) その他放射線障害の防止に関する予防措置の概要

防護用具の保有状況	防護手袋（ 対）・防護エプロン（ 人分）・ ネックガード（ 個）・防護メガネ（ 個）・ その他（ [名称：] [数量：] ）
エックス線診療従事者等の放射線測定器の保有状況	フィルムバッチ（ ）・熱ルミセンス線量計（ ）・ ポケット線量計（ ）・ その他（ [名称：] [数量：] ）
エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況	有・無 （測定器名： 、数量： 個）
その他の措置（健康診断等）	

(別添)

エックス線装置を使用する室の遮蔽物等の配置状況



飼育動物診療施設開設届の記載・届出上の留意事項

次の注意事項を参考に、該当する箇所すべてについて記載し、開設後10日以内に診療施設の開設について、届け出ること。

なお、届出した事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から10日以内に、変更した事項について書面により届出すること。

○ 届出者の住所・氏名

- ① 届出者が個人の場合は、居住している住所・氏名・捺印。
- ② 届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地・法人の名称、代表者の氏名及び捺印。

○ 開設者の氏名及び住所（開設者が法人である場合にあつては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに開設者が獣医師である場合にあつてはその旨

- ① 開設者が個人の場合は、居住している住所・氏名。
- ② 開設者が法人の場合は、主たる事務所の所在地・法人の名称、代表者の氏名。
- ③ 開設者が獣医師の場合は、氏名の後に（獣医師）と記載。

○ 開設の場所

- ① マンション・アパート等のビルで開設した場合にはビルの名称や階層を記載。

○ 開設の年月日

- ① 開設した日を記載。
- ② 往診診療専門の場合は、往診診療業務を開始した年月日を記載。

○ 診療施設の構造設備の概要及び平面図

- ① 診療施設の平面図は、受付、診察室、X線室、手術室、入院室等を記載した図面を添付すること。
- ② 定格出力の管電圧が10キロボルト以上のエックス線装置を備えた診療施設にあつては、別紙として「エックス線装置に関する構造設備の概要」を添付すること。
- ③ 往診診療専門で、設備を有しない場合は、その旨を記載。

○ 管理者の氏名及び住所

- ① 獣医師免許証の写し（裏書があれば両面の写し）を添付する。

○ 診療の業務を行う獣医師の氏名（エックス線装置を備えた診療施設にあつては、エックス線診療に従事する獣医師の氏名及び当該獣医師のエックス線診療に関する経歴を含む。）

- ① 研修獣医師等を含む診療に携わるすべての獣医師について記載する。
- ② エックス線診療に関する経歴には、エックス線診療に従事した年数及びエックス線に関する講習会への参加があれば、その状況（講習会名、開催者、開催時期、開催日数等）を記載する。
- ③ 診療に携わるすべての獣医師の獣医師免許証の写し（裏書があれば両面の写し）を添付する。

○ 診療の業務の種類

- ① 主な対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、その他の畜産業に係る飼育動物の場合は、「産業動物」と記載する。
- ② 主な対象が犬、猫、オウム科・カエデチョウ科・アトリ科の小鳥の場合は、「小動物」と記載する。
- ③ 産業動物及び小動物以外の場合は、「その他」と記載し、（ ）内にフェレット、魚類、爬虫類等の対象動物を記載する。

○ 開設者が法人である場合にあつては、定款又は寄付行為

- ① 法人でない場合には、「該当なし」と記載する。
- ② 法人の場合には、「定款：別紙」と記載するとともに、寄付行為の有無について記載する。また、定款の写しを添付する。

「エックス線装置に関する構造設備の概要」の記載上の留意事項

1 エックス線装置の製作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力、エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

1) エックス線装置の台数

設置している全てのエックス線装置の台数を記載する。

2) エックス線装置の製作者名、型式等

設置しているエックス線装置ごとに、製作者名（製造業者名）、型式、製造年月日、装置の種類（固定式、可搬式、ポータブルの別）、主な用途、設置時の状態（新品・中古品の別）及び設置年月日を記載する。

3) 高電圧発生装置の定格出力

エックス線装置ごとに、記載する。

① 長時間定格（透視を行う場合）にあつては、エックス線管公称最高管電圧（波高値、Kv）及びエックス線管電流（平均値、mA）を記載する。

② 短時間定格（撮影を行う場合）にあつては、エックス線管公称最高管電圧（Kv）及びエックス線管電流（固定陽極エックス線管にあつては1秒、回転陽極エックス線管にあつては0.1秒、mA）及び撮影時間（秒）を記載する。なお、短時間定格の表示が管電流時間積になっている場合には、mA s 単位で記載しても差し支えない。

③ 蓄電式のものにあつては最高充電電圧（kV）及びコンデンサー容量（ μ F）を記載する。

（注）・ エックス線装置が撮影用のみであつて、コンデンサーを備えていないものは、短時間定格のみを記載する。

・ 高電圧変圧器の2次側に複数個の整流器とコンデンサーを組み合わせているもの（全波整流方式）は、連続定格、短時間定格並びにコンデンサーの電圧及び容量についてすべて記載する。

4) エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備

① エックス線装置の共通事項

- ・ それぞれの項目についてエックス線装置ごとに記載する。
- ・ 「照射筒」については、エックス線管の照射筒の有無を記載する。
- ・ 「絞り」については、可変型絞りである場合に、記載する。
- ・ 「エックス線管の容器及び照射筒の漏れ放射線量」については、次の区分により、利用線すい以外のエックス線量を測定した値を記載する。
 - a. 定格管電圧が50キロボルト以下の治療用エックス線装置の場合は、エックス線装置の接触可能表面から5cmの距離（1.0ミリグレイ/時間以下）
 - b. 定格管電圧が50キロボルトを超える治療用エックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1mの距離（10ミリグレイ/時間以下）及びエックス線装置の接触可能表面から5cmの距離
 - c. 定格管電圧が125キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1mの距離（0.25ミリグレイ/時間以下）
 - d. 上記a.～c.以外のエックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1mの距離（1.0ミリグレイ/時間以下）
 - e. コンデンサ式エックス線高電圧装置の場合は、充電状態であつて照射時以外のときの接触可能表面から5cmの距離（20マイクログレイ/時間以下）
- ・ 「総ろ過量」については、エックス線管の管球及び容器の固有ろ過値、照射筒及び絞りの加ろ過値の和とする。

② 透視用エックス線装置

- ・ 「透視用画像モニターの種類」については、蛍光版・テレビモニター・その他の別を記載する。
- ・ 「透視時間積算・警告音発生タイマー」、「利用線すい可動絞り装置」及び「蛍光板有効面積外照射防止措置」については、それぞれの有無を記載する。
- ・ 「受像器通過後の放射線量」については、蛍光板等の受像器を通過したエックス線量を、利用線すい中の当該受像器の接触可能表面から10cmの距離で測定し、記載する。（150マイクログレイ/時間以下）

- ・ 「透視時の最大照射野通過後の放射線量（透視時の最大受像面を3 cmを超える部分を通じた放射線量）」については、当該部分の接触可能表面から10 cmの距離において測定し、記載する。（150マイクログレイ/時間以下）
 - ・ 「被照射体周囲の散乱線防護手段」については、鉛柵を設ける等により散乱線を遮へいするための措置の有無について記載する。
- ③ 撮影用エックス線装置
- ・ 「利用線すい可動絞り装置」については、その有無を記載する。
- ④ 治療用エックス線装置
- ・ 「利用線すい可動絞り装置」については、その有無を記載する。
 - ・ 「インターロック機能付きろ過板保持装置」については、ろ過板が引き抜かれたときエックス線の発生を遮断するインターロックが作動するろ過板保持装置の有無を記載する。

2 エックス線診療室等の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

1) エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

- ① 「1週間の延べ撮影回数」及び「1週間の延べ透視時間（透視用エックス線装置）」については、最近1年間の1週間における延べ最多撮影枚数及び延べ最長透視時間（透視用エックス線装置）を記載する。
- なお、エックス線装置を設置後1年を経過していない場合には、将来の使用状況等を勘案の上、過少となることのないよう、1週間における延べ最多撮影回数及び延べ最長透視時間の見込みを記載すること。
- ② 「エックス線診療室の概要」については、エックス線診療専用の室・診療室と兼用の室・手術室との兼用の室・その他の別に、該当するものに○を付ける。なお、その他の場合には（ ）内にその内容を簡潔に記載する。
- ③ 「診療室の遮蔽物の概要」については、天井、周囲の遮へい物等ごとに、その材質と厚さを記載し、放射線防護に関する措置の項には鉛板（厚さ○mm）を入れている等、その内容を簡潔に記載する。この場合の遮へい物等には、コンクリート壁を含める。
- ④ 「診療室の遮蔽物の外側における最大放射線量」については、
- ・ 専用のエックス線診療室である場合には、診療室の壁等の外側の最も近接した点で通常の使用状態において最大値となる場所で測定した線量当量率の最大値に1週の使用時間（最長）を乗じて算出した値（ミリシーベルト/1週間）を記載する。
 - ・ 専用室でない場合には、遮蔽物の外側の最も近接した点で通常の使用状態において最大値となる場所で測定した値（マイクロシーベルト/1時間）を記載する。
- ※ なお、エックス線装置を2台以上設置している場合には、すべてのエックス線装置に係る値の総和を記載すること。
- ⑤ 「標識」については、エックス線診療室である旨を示す標識を掲げているかどうかを記載する。
- ⑥ 「注意事項の掲示」については、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しているかどうかを記載する。

2) 診療施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

- ① 「管理区域の境界における最大放射線量」については、管理区域の境界における通常の使用状態において最大値となる場所で測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値（ミリシーベルト/3月間）を記載する。
- ② 「立入制限措置」については、
- ・ 遮蔽物による区画を行っている場合には、当該項目に○を付けて、（ ）内に材質等を記載する。
 - ・ 白線による区画を行っている場合には、当該項目に○を付ける。
 - ・ 部外者立入禁止のための柵や縄張等により区画している場合には、その他に○を付けて、（ ）内にその内容を簡潔に記載する。
- ③ 「標識」については、管理区域である旨及び立入禁止区域である旨を示す標識を掲げているかどうかを記載する。
- ④ 「人が居住する区域における最大放射線量」及び「敷地の境界における最大放射線量」については、管理区域の境界における通常の使用状態での最大値となる場所において測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値（マイクロシーベルト/3月間）を記載する。
- ⑤ 「エックス線装置を使用する室の遮蔽物等の配置状況」については、別添の用紙に、エック

ス線診療室、管理区域、敷地内居住区域等が分かるような平面図として記載する。なお、平面図には、長さや厚さ等の放射線防護に関する事項を壁、遮へい物等について記載する。

3) その他放射線障害の防止に関する予防措置の概要

- ① 「防護用具の保有状況」については、防護手袋、防護エプロン等を備えている場合には○を付した上で、()内に保有数量を記載する。また、その他の防護用具を備えている場合には、それぞれ()内にその名称と数量を記載する。
- ② 「エックス線診療従事者等の放射線測定器の保有状況」については、フィルムバッチ、熱ルミネセンス線量計等を備えている場合には○を付した上で、()内に保有数量を記載する。また、その他の防護用具を備えている場合には、それぞれ()内にその名称と数量を記載する。
- ③ 「エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況」については、その有無を記載するとともに、有している場合には、すべての機器について()内にその名称と数量を記載する。
- ④ 「その他の措置（健康診断等）」については、エックス線診療従事者等に対して実施している健康診断等のエックス線防護に関する措置を記載する。